

# IC カード規則

---

札幌大学生生活協同組合

2017年2月10日制定

( ICカード )

第1条 ICカードとは、札幌大学生生活協同組合（以下、「生協」とする）が発行する IC チップ搭載の IC 組合員カード（サユカ SUCA）をいいます。

( ICカード交付者など )

第2条 ICカードの発行を受けた者を IC カード交付者、IC カード交付者のうち組合員を IC 組合員といいます。

( ICカード利用 )

第3条 ICカード交付者は、自らが発行を受けた IC カードに貼付された IC チップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。

2 ICカードの利用にあたっては本規則を遵守するものとします。

( ICカードの紛失・盗難 )

第4条 ICカード交付者が IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。

2 ICカードを紛失し、または盗難にあった IC カード交付者が当該 IC カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、IC 組合員カードにあっては生協が認めたときに限り、当該 IC カードを再利用できるものとします。

3 IC カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた「ポイントの不正使用」「プリペイド残高の不正使用」等の一切の損害については、IC カード利用規則に定める場合を除き、IC カード交付者がこれを負担するものとします。

( ICカードの再発行 )

第5条 IC カード交付者は、カードの紛失・盗難・汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、IC 組合員カードにあっては生協に対し、再発行申請書を提出し承認を得るものとします。

2 IC カード交付者は、IC カードの再発行を受ける場合、所定の手数料を負担するものとします。金額については別途定めます。

( 内容の確認 )

第6条 IC カード交付者は、IC カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに IC カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく発行元である生協に届け出るものとします。

( 個人情報 )

第7条 生協は、別途定める個人情報保護方針に従い、IC カード組合員が IC カードを申し込み、あるいは IC カード組合員が IC カードを利用することによって生協が入手した IC カード組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

( 届出事項の変更 )

第8条 IC カード組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 IC カード組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(カードの利用停止)

第9条 生協は、ICカード交付者が次の何れかに該当した場合、生協の提供するサービスについて、当該ICカード交付者のICカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることとします。

- (1) 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規則のいずれかに違反した場合
- (3) ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- (4) ICチップに記録された内容を改ざんした場合
- (5) その他、ICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 ICカード交付者が、自らICカードの利用を停止する場合には、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

(免責)

第10条 ICカード交付者は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

(通知)

第11条 ICカード交付者への通知は、定款に定める公告・及び生協Webサイトへの掲載をもって行うこととします。

(準拠法・合意管轄裁判所)

第12条 本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。ICカード交付者は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、札幌の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(改廃)

第13条 本規則の改廃は理事会が行い、ICカード交付者に通知するものとします。

(施行)

第14条 本規則は2017年2月10日から施行します。

# IC カード利用規則

---

札幌大学生生活協同組合

2017年2月10日制定

## 第1部 プリペイド条項

### (プリペイド利用方法)

第1条 ICカードの交付を受けた者(以下、「ICカード交付者」という)は、ICカード対応POSレジスタ等を用いて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとしします。

2 ICカード交付者は、記録された金額の範囲内で、札幌大学生協同組合(以下、「生協」とする)の指定する店舗(以下「指定店舗」という)及びICカード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。

### (プリペイド利用の限度額・手数料等)

第2条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位を定め、これをICカード交付者に通知するものとしします。

2 ICカード交付者のプリペイド利用手数料は無料としします。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息としします。

### (プリペイドが利用できない場合)

第3条 ICカード交付者は、次の場合ICカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとしします。

(1) ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、ICカードを利用することができない場合

(2) 指定店舗がICカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合

### (プリペイドの汚損・紛失・盗難があった場合の取り扱い)

第4条 ICカードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード交付者は再発行の届出を行うものとしします。

2 ICカード交付者がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は届出を行うものとしします。紛失には機械トラブルを含みます。

3 前2項の場合において、当該ICカードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録するものとしします。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとしします。

4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、ICカード交付者の故意又は過失によるICカード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、プリペイド未使用残額の保証はしないものとしします。

### (返金の禁止)

第5条 プリペイド未使用残額の返金は、ICカード交付者の死亡・退学等の事由により、ICカード交付者がカードの使用を停止し、生協所定の手続きを行った場合を除き、行わないものとしします。

2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとしします。

## 第2部 ポイント条項

### (ポイント利用方法)

第6条 ICカード組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準でポイント券として発券またはプリペ

イドへチャージされます。IC カード組合員はポイント券を金券として指定店舗で利用することができます。ただしポイント券の失効、紛失等の場合は、ポイント利用の権利を失効したものとします。

(ポイント率)

第7条 ポイント発生率については別表1のとおりとします。ただし別途異なったポイント発生率を期間を定めて生協で決定することができるものとします。

(ポイントが蓄積できない場合)

第8条 IC カード組合員は、次の場合カードへのポイント蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電、特設店舗での端末機の未設置等により、IC カードを利用することができない場合。ただし生協がポイントの事後登録等の特別の措置とった場合はこの限りではありません

(2) IC カード組合員が利用の場面で IC カードを提示しなかった場合

(ポイントの汚損・紛失・盗難があった場合の取り扱い)

第9条 IC カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合、IC カード組合員は再発行の届出を行うものとします。

2 IC カード組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。

3 前2項の場合において、当該 IC カードにポイント残額がある場合、生協は当該未使用残額を確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録するものとします。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとします。

4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、IC カード組合員等の故意又は過失による IC カード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ポイント残額の保証はしないものとします。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は理事会が行い、IC カード組合員に通知するものとします。

(施行)

第11条 本規則は2017年2月10日から施行します。

別表 1

【ポイント付与】(ICカード利用規則 第7条)

ポイント付与	組合員 (ICプリペイド支払)	組合員(それ以外)・ 非組合員
飲料・パン米飯・食品(カップ麺除く)	100円につき1ポイント	--
食堂利用(コンパ除く)	100円につき1ポイント	--
書籍(スタディガイド除く)	100円につき3ポイント	--

【ポイント券】(ICカード利用規則 第6条)

発券ポイント 100ポイント毎に100円をオートチャージ

【プレミア付与の実施】

以下の企画等で特別にポイント率にプレミア付与を実施することがある。詳細は都度定める。

- 1.チャージ促進のキャンペーン
- 2.教科書等特定商品の販売促進
- 3.その他、生協が決める企画および事項

【再発行手数料】(ICカード規則 第5条)

IC組合員カード 1,000円(税抜き)

【ICカードで利用できない商品及びサービス】(ICカード利用規則 第3条)

旅行商品全般

自動車学校(免許)

学内・学外講座、資格試験

保険・共済

切手、図書カード、POSAカードの転売目的と思われる多量購入はお断りする場合がございます

2017年2月生協理事会決定

以上